

項 目	回 答 趣 旨
<p>1. 公共事業予算の増額確保と県内業者の受注機会の拡大</p>	<p>■公共事業予算の継続的な増額確保</p> <p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>昨年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度の2次補正予算から3カ年で集中的に実施していくことが決定されました。全体で約7兆円の事業規模に対し、2年目となる令和元年度までに約5兆円を確保することとしており、概ね順調に進捗しているところです。</p> <p>関東地方整備局としても、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策費として、平成30年度の2次補正予算で1,809億円、今年度当初予算で2,263億円を計上しております。</p> <p>また、埼玉県の全体事業費についても、令和元年度の当初予算において、前年度比1.23倍となっています。</p> <p>防災・減災、老朽化対策をはじめとする諸課題にしっかりと対応できるよう、必要な予算を確保するよう努めて参ります。</p> <p>■県内業者の受注機会の拡大をお願い</p> <p>関東地方整備局では、総合評価落札方式において、地域企業がより参加しやすいよう、“地域精通度”や“地域貢献度”を高く評価する「地域密着工事型」や災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を設定しており、令和元年度においてもこれらの取組を引き続き実施して参ります。</p> <p>また、併せて国発注工事の実績がない企業でも、都県政令市発注の工事实績を評価する「自治体実績評価型」や簡易な施工計画のみを評価対象とする「技術提案チャレンジ型」の試行工事にも引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>2. 施工時期の平準化について</p>	<p>■2か年国債、ゼロ国債の一層の拡大</p> <p>■繰越制度の柔軟な運用と必要経費の適切な計上</p> <p>施工時期の平準化について、関東地方整備局では、「平準化率0.9以上」を目標として設定し、鋭意取り組んでいるところであり、平成30年度は、件数ベースで0.88、金額ベースで0.93となっています。</p> <p>具体的には、年度当初に事業が少なくなることや年度末における工事完成時期・履行期限が過度に集中することを避けるため計画的な発注に努めるとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、状況に応じ繰越制度や2か年国債を活用することにより、適切な工期の設定、適切な経費の算出等に取り組んでおります。令和元年度においては、平準化を目的とした2年国債を約410億円確保、昨年度と同様にゼロ国債を設定するなど計画的な工事発注に努めて参ります。</p> <p>■県、市町村における取組の促進</p> <p>県、市町村における平準化の取組については、国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」において、各発注機関の平準化の取組状況を取りまとめ公表するとともに、発注機関毎に平準化等の目標設定の検討をするなど、平準化の取組を推進しているところです。</p> <p>しかしながら、平成29年度の都県平均では件数ベースで0.72、金額ベースで0.81、埼玉県内の市町村平均では件数ベースで0.46、金額ベースで0.59であり、国より低い状況となっています。</p> <p>また、参加企業の技術者の配置計画、労務資材の手配に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表を行っており、埼玉県内においては、地区単位を12地区とし、国、特殊法人、埼玉県のほか県内全市町村(63自治体)と連携し「発注見通し」の統合公表を行うなど、引き続き平準化に資する取組を推進して参ります。</p>

令和元年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2 / 4)

項 目	回 答 趣 旨
<p>2. 施工時期の平準化について</p>	<p>■改正品確法の主旨が未だ十分に理解されていない面も見受けられることから、適切な設計変更や工期の設定なども含め、整備局の取組などについて市町村に周知いただきますようお願い</p> <p>品確法の市町村への浸透については、これまでも国、地方公共団体、特殊法人等の公共工事発注機関で構成する「関東ブロック発注者協議会」等を通じて取り組んできたところですが、公共工事の品質確保等に向けた取組をより一層推進するため、本年5月29日に開催した「関東ブロック発注者協議会」では、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂き、発注者間の協力体制の強化等を図ることとし、新・担い手3法改正案の周知並びに設計変更ガイドラインや工期設定ガイドラインなどの取組など、運用指針に基づく各発注機関における取組状況等について情報共有を行うなど、公共工事の品質確保に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>また、関東地方整備局では、7月11日に開催した新・担い手3法に関する説明会のほか、今後、都県及び市町村等で構成される都県単位の発注者協議会等において、改正品確法を始めとする公共工事等の品質確保の取組について周知等を図って行く予定です。</p> <p>その他、関東地方整備局の独自の取組として、本年6月21日に改正品確法の趣旨も踏まえ“地域インフラ”サポートプラン関東 Ver. 3.0を公表したところですが、その中でも地方公共団体の発注者育成支援を行うこととしており、今後も引き続き各機関と連携し、新・担い手3法の浸透を図って参ります。</p> <p>なお、本改正法の運用上の留意事項等については、品確法第9条の規定に基づく基本方針及び同法第22条の規定により定められる「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において定める予定のため、今後運用指針の策定にあたり、地方公共団体及び貴協会等の意見を伺うこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>3. 週休2日制適用工事について</p>	<p>■「工事工程の共有」の徹底とともに、工事を進めるにあたって支障となる未解決課題への対応時期が遅れることのないようお願い</p> <p>国土交通省では、維持工事を除く全ての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすることとしています。</p> <p>これを踏まえ、関東地方整備局においても、受注者が現場着手前に関係機関との調整、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえたクリティカルパスを含む工事工程表を作成し、監督職員と共有するとともに、工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（発注者又は受注者）を明確にすることとしています。</p> <p>さらに、発注時に工期設定の根拠となる条件を示した工事工程表の開示（試行）を進めているところです。</p> <p>また、当初予期し得なかった様々な要因により支障となる未解決事項が生じた場合には、設計・施工技術連絡会議（三者会議）やワーカーレスポンス、設計変更審査会を通じて速やかに解決を図り、円滑な施工ができるよう取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、これらの取組を進め、円滑かつ速やかな対応・調整等に努めて参ります。</p> <p>■週休2日制適用工事における工事費の実態を把握し、適正な予定価格の設定に反映するようお願い</p> <p>毎年、公共事業労務費調査を実施しており、この調査から得られる労務費の積算基準の率と実態の乖離状況等を踏まえ公共事業労務費の見直し・改定が行われております。</p> <p>平成30年度より、週休2日の導入等休日拡大に伴って支給する手当の実態を把握するための調査が追加されております。</p> <p>本調査については、各受注者にご協力をいただいているものであり、今年度も継続して調査を行う予定としております。</p> <p>ご意見について本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。</p>

令和元年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (3 / 4)

項 目	回 答 趣 旨
4. ICT施工の拡大について	<p>■意欲のある多くの会員企業が生産性の向上に取り組めるよう、今後ともICT施工の拡大をお願い</p> <p>平成30年度のICT土工は、公告184件のうち15件を発注者指定型で発注し、残りの169件を施工者希望型で発注した結果、71件でICT活用工事が実施されております。</p> <p>今年度は、ICT活用工事の実施を更に推進するため、土工の施工者希望Ⅱ型において、ICT施工の実績がない企業を対象に、専門技術者からの助言や3次元データに関する技術支援を希望できる「3Dチャレンジ工事」を試行します。</p> <p>また、ICT土工、ICT舗装工、ICT浚渫工(河川)に続き、令和元年度は、ICT地盤改良工(浅層・中層混合処理)、ICT法面工(吹付工)、ICT付帯構造物設置工を適用していきます。更に、従来のICT土工も、基準が新設・改訂されて、河床掘削や床掘などで3次元データを活用した更なる全面的な施工管理が可能となります。</p> <p>なお、今後の工種拡大については、令和元年7月に開催された第9回ICT導入協議会において、ICT地盤改良工(深層)やICT舗装工の修繕工が挙げられており、今後の適用に向け、検討されているところです。新たな情報が分かりましたら、お知らせ致します。</p>
5. 生産性の向上について	<p>■発注の段階から工事を止めずに円滑に進めるための体制づくりなど、一層の生産性の向上の推進をお願い</p> <p>関東地方整備局では、工事発注に際して施工地域の自然条件や社会条件、関係機関との協議や関連施設との調整等を事前に済ませ、工事が円滑に施工できるよう、設計図書における条件明示の徹底を目的として作成した「土木工事条件明示の手引き(案)」(平成30年3月改訂)を活用し、適正な設計図書の作成及び積算内容の整合を図り、適切な工事発注に取り組んでいるところです。</p> <p>また、工事着手段階において、施工条件や設計条件等の確認・情報共有を図り、工事の円滑な着手、手戻りの防止を図ることを目的として、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(受注者)による三者会議を実施することとしております。</p> <p>三者会議は、工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事や施工者が開催を要請した場合を対象として開催することとしており、平成30年度は約290件の工事において実施しております。</p> <p>各現場において、随時、工程管理を行う会議を開催し、受注者・発注者により、適正に工程管理にも努めているところです。</p> <p>引き続き、これらの取組を推進し、円滑かつ効率的に工事が実施できるよう努めて参ります。</p>
6. 事務手続の負担軽減について	<p>■簡易確認型入札方式の積極的活用</p> <p>関東地方整備局では、受発注者双方での事務負担の軽減を図ることを目的に簡易技術資料の提出を求める「簡易確認型」や同一時期に調達される同一規模・条件の複数工事に一括で競争参加可能な「一括審査方式」などを試行しているところです。今年度もこれら方式を継続するとともに、適用件数の拡大を図るなど、引き続き受発注者双方で事務負担の軽減が図られるよう取り組んで参ります。</p> <p>■土木工事書類作成マニュアルの運用の徹底</p> <p>関東地方整備局では、平成27年度より工事書類の提出方法を事前協議で明確にすることで、紙媒体の提出に加えて電子データを提出する二重提出の防止に向けて取り組んでいます。</p> <p>平成28年度には、各都県の建設業協会と共同で、工事関係書類のスリム化点検を実施、平成29年度に「土木工事書類スリム化ガイド」を作成し、作成不要とされている工事書類を明記するとともに、平成30年度に「土木工事書類作成マニュアル」を改訂しました。</p> <p>これらについては、ホームページへ掲載するとともに、業団体との意見交換会等における周知、監督職員から受注者へ配布説明など様々な機会を通じて受発注者双方に浸透を図っているところです。</p> <p>今後も引き続き、工事書類の簡素化に努めるとともに受注者の作業負担軽減に向け周知徹底を図って参ります。</p>

令和元年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (4 / 4)

項 目	回 答 趣 旨
6. 事務手続の負担軽減について	<p>■設計変更では、協議への対応の遅れにより、関係書類の作成に短期間で多大な労力を要するだけでなく、工事の遅延や手戻りを生じ、現場での生産性に大きく影響するため、ワンデーレスポンスにより協議を進めるようお願い</p> <p>関東地方整備局では、ワンデーレスポンスや設計変更審査会等を活用しながら、工事発注後に発生する様々な課題に対して、受発注者で円滑かつ迅速に協議・解決を図り、適切に先行指示書に反映するとともに、速やかな指示書の発出に努めているところです。</p> <p>今後とも、速やかな協議・先行指示書の発出に努めるとともに、時間を要する場合にも、おおよその回答期限を受注者に説明するよう、巡回現場会議や整備局内の会議等を通じて事務所に周知徹底を図って参ります。</p>